

賛助会員規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本補助犬協会(以下「本協会」という。)の賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 賛助会員は、本協会の事業目的に賛同し、その活動を支援するとともに、補助犬育成を通じて社会福祉の向上に貢献することを目指すものとする。

(会員)

- 第2条 賛助会員は、本協会の目的に賛同し、毎年度賛助会費を納入する団体及び個人とする。

(入会手続き)

- 第3条 賛助会員になろうとする者は、必要事項を記入した用紙を代表理事に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

- 第4条 賛助会員は、毎年度賛助会費を納入するものとする。
- 2 年会費は1口、団体10万円、個人1万円または3千円とし1口以上とする。
- 3 会費については、総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(事業)

- 第5条 本協会は、支援に謝意を表すために、会員に対して次のことを行う。
- ① 会員は優先的に本協会の事業に参加する等の特典を受けるものとする。
 - ② 会員に対して、毎年1回会報を発行し活動概要を報告するものとする。

(退会)

- 第6条 賛助会員は、本協会に通知することにより、いつでも退会することができる。
- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。
- 4 会費を3年分以上未納したときは、退会したものとみなす。

(改正)

- 第7条 この規程の改正は、理事会の決議を得て行う。

(附則) この規程は、令和3年6月8日から施行する。